

〔生活維持に係る支援〕

国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の保険料の減免等

- 感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）等の減免を行った市町村等への支援
- 対象者：国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の被保険者（中長期在留者等の外国人を含む。）

国民年金保険料の免除

- 感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民年金保険料の免除
- 対象者：国民年金の被保険者（中長期在留者等の外国人を含む。）

電気・ガス・電話・水道料金、NHK受信料の支払猶予等の要請

- 感染症の影響により、電気・ガス・電話・水道料金、NHK受信料の支払に困難な事情がある契約者につき、その置かれた状況に配慮し、料金の支払の猶予等について、柔軟な対応を行うことを事業者等に要請
- NHK受信料について、相談窓口を設置するとともに、負担軽減措置を実施
- 対象者：電気・ガス・電話・水道・NHK受信契約の契約者（中長期在留者等の外国人を含む。）

住居確保給付金の対象範囲の拡大

- 離職等や自己の責に帰さない理由等による就業機会の減少により経済的に困窮し、住居を失った者又はそのおそれがある者に対し、所要の求職活動等を条件に住居確保給付金を支給
- 対象者：離職・廃業後2年以内又は休業等により、収入が減少し、離職等と同程度の状況にある者で、給付要件を満たす者（中長期在留者等の外国人を含む。）

公営住宅等の入居者等への柔軟な対応

- 公営住宅について、事業主体に対し、既入居者に対する家賃支払の猶予、家賃減免等の負担軽減措置や、入居希望者に対する保証人の免除など、入居要件の弾力的取扱いなどの柔軟な対応を要請
- UR賃貸住宅について、生活困窮者に対する行政窓口の紹介や、滞納家賃の分割支払の協議など、柔軟な対応を実施
- 対象者：公営住宅・UR賃貸住宅の入居者・入居希望者（中長期在留者等の外国人を含む。）

生活保護

- 現に生活に困窮している方に、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、困窮の程度に応じて生活費、住居費等の必要な保護を実施
- 対象者：資産、能力等全てを活用してもなお生活に困窮する方（外国人のうち、適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない者（永住者、定住者、日本人の配偶者等及び永住者の配偶者等の在留資格を有する者、特別永住者、入管法上の認定難民等）に限る。）

高等教育修学支援

- 家計が急変した学生等に対する授業料減免や給付型・貸与型奨学金を通じた支援
- 対象者：授業料等の支払が困難である学生（外国人のうち、特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者のうち永住する意思があると認められた者を含む。外国人留学生については、別途奨学金制度を通じて支援）

〔事業継続に係る支援〕

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

- 地方自治体が実施する感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けた地域経済、住民生活の支援等

国税・地方税の納税・徴収の猶予制度

- 1年間、納税・徴収が猶予（分割納付）される制度（状況に応じて更に猶予が延長できる場合がある。）
延滞税（金）が軽減され、担保の提供が不要となる場合がある（国税については原則不要。地方税については都道府県、市町村の窓口にお問合せください。）
- 対象者：新型コロナウイルス感染症等の影響により、一時に納税することが困難な者（中長期在留者等の外国人を含む。）

【就労に係る支援】

雇用調整助成金等

- アルバイト等、雇用保険被保険者でない労働者の休業への助成金支給対象の拡大
- 休業等の上限額・助成率の引上げ（上限額は最大9,000円、助成率は最大9／10）
※令和5年1月まで。令和5年2月以降、上限額は8,355円、助成率は最大2／3。
- 対象：感染症の影響を受ける事業主（中長期在留者等の外国人、外国人を雇用する者を含む。）

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金 [更新]

- 新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた中小企業の労働者と大企業に雇用されるシフト制労働者のうち、休業手当の支払を受けることができなかった労働者に対して支給
- 令和4年10月から同年11月までの休業：休業前賃金の80％
令和4年12月から令和5年3月までの休業：休業前賃金の60％
※日額上限は8,800円（令和4年12月から令和5年3月までの休業についての日額上限は8,355円）、休業実績に応じて支給
- 対象者：新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により休業させられた中小企業の労働者と大企業に雇用されるシフト制労働者等のうち、休業期間中の賃金（休業手当）の支払を受けることができなかった労働者（雇用保険の被保険者でない方も対象であり、中長期在留者等の外国人を含む。）

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金

- 小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった委託を受けて個人で仕事をする保護者に対し、仕事ができなかった日について、以下の額を支給。
令和4年10月～令和5年3月：1日当たり4,177円（定額）
- 対象：次の①又は②の子どもの世話をを行うことが必要となった、委託を受けて個人で仕事をする保護者
①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等した小学校等に通う子ども
②新型コロナウイルスに感染した子ども等、小学校等を休むことが適当と認められる子ども
- 対象期間：仕事ができなかった日が令和4年10月1日から令和5年3月31日までの期間分

雇用保険の求職者給付

- 失業された方が、安定した生活を送りつつ、1日も早く再就職出来るよう求職活動を支援
- 対象者：雇用保険の被保険者であって、受給要件を満たす者（中長期在留者等の外国人を含む。）

実習が継続困難となった技能実習生等に対する就労の維持

- 在留資格「特定活動（就労可）」の付与（更新可）、人手不足分野の異業種への転職や特定技能への円滑な移行支援
- 対象者：感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生、技能実習を修了し、帰国が困難な元技能実習生等
- ※出入国者数が増加している状況を踏まえ、感染症の影響により特例的な在留を認めている外国人の方について、帰国に向けた措置を取るようになりました（令和4年5月31日）。詳細は上記リンク先を御覧ください。

【在留関係諸申請に係る取扱い】

在留資格認定証明書の有効期間等の延長

【在留資格認定証明書の有効期間の延長】

- 在留資格認定証明書の有効期間について、以下のとおり取り扱う（令和4年6月22日変更）。
 - ・作成日が2020年1月1日から2022年4月30日まで → 2022年10月31日まで
 - ・作成日が2022年5月1日から2022年7月31日まで → 作成日から「6か月間」有効
- ※なお、前回の申請内容から変更がなく、2023年1月31日までに在留資格認定証明書交付申請をする場合は、原則として、①交付済みの在留資格認定証明書（原本又は写し）及び②受入機関等が作成した理由書を提出すれば速やかに新たな在留資格認定証明書を交付する。

【再入国許可による出国中に再入国許可の有効期間の満了日が経過した永住者への対応】

- 再入国許可又はみなし再入国許可の有効期間の満了日が、2020年1月1日から2023年4月30日までの者で、2023年4月30日までに居住先の日本国大使館・総領事館に「定住者」の査証申請をした者は、再度日本に入国する際、入国時に「永住者」の在留資格を付与

〔在留関係諸申請に係る取扱い〕

帰国困難者等への対応

○感染症の影響による帰国困難者等につき、在留・就労等の継続を可能とする許可（短期滞在者等への資格外活動許可を含む。）

※出入国者数が増加している状況を踏まえ、感染症の影響により特例的な在留を認めている外国人の方について、帰国に向けた措置をとることになりました（令和4年5月31日）。詳細は上記リンク先を御覧ください。

[雇用維持・事業継続に係る支援]

雇用調整助成金等

- アルバイト等、雇用保険被保険者でない労働者の休業への助成金支給対象の拡大
- 休業等の上限額・助成率の引上げ（上限額は最大9,000円、助成率は最大9/10）
※令和5年1月まで。令和5年2月以降、上限額は8,355円、助成率は最大2/3。
- 対象：感染症の影響を受ける事業主（中長期在留者等の外国人、外国人を雇用する者を含む。）

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

- 小学校等が臨時休業等した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者に有給休暇を取得させた事業主に対して、支払った賃金額の10/10を助成
助成金の日額上限は、令和4年10月～令和5年3月に取得した休暇：1日当たり8,355円
- 対象：次の①又は②の子供の世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主
 - ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等した小学校等に通う子ども
 - ②新型コロナウイルスに感染した子ども等、小学校等を休むことが適当と認められる子ども
- 対象期間：令和4年10月1日から令和5年3月31日の間に取得した有給の休暇分

両立支援等助成金（介護離職防止支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例））

- 介護のための有給の休暇制度を設け、仕事と介護の両立支援制度の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を合計5日以上労働者に取得させた中小企業事業主に対して助成労働者1人当たり
取得した休暇日数が合計5日以上10日未満 20万円
取得した休暇日数が合計10日以上 35万円
※1中小企業事業主当たり5人まで支給
- 対象：新型コロナウイルス感染症への対応として利用できる介護のための有給の休暇制度を設け、当該制度を含めて仕事と介護の両立支援制度の内容を社内に周知し、労働者に当該休暇を取得させた中小企業事業主
※所定労働日の20日以上取得できる制度であることが必要
※法定の介護休業、介護休暇、年次有給休暇とは別の休暇制度であることが必要

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得に係る助成金

- 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度を整備し、一定の休暇を取得させた事業主に対して助成
- 対象：事業主（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者に、有給（年次有給休暇で支払われる賃金相当額の6割以上）の休暇制度（年次有給休暇を除く）を整備し、社内に周知し、当該休暇を取得させた場合）
- 制度導入に係る助成：新たに制度を整備・周知し、5日以上の子育休暇取得者が出たとき 15万円（1回限り）
- 制度利用に係る助成：20日以上の子育休暇取得者が出たとき 28.5万円（5人まで）

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

- 地方自治体が実施する感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けた地域経済、住民生活の支援等

[事業継続に係る支援]

日本政策金融公庫による低利・無担保融資 [更新]

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて業況が悪化した中小企業・小規模事業者等に対し、低利・無担保で融資を行う日本政策金融公庫による新型コロナウイルス特別貸付を実施。
- 対象：中小企業、小規模事業者（外国人を雇用する企業を含む。）等、フリーランスを含む個人事業者（中長期在留者等の外国人を含む。）

日本政策金融公庫による資本金性劣後ローン

- キャッシュフローが不足するスタートアップ企業や一時的に財務状況が悪化した企業再建に取り組む持続可能な企業に対して、日本政策金融公庫において、長期間元本返済がなく、民間金融機関が自己資本とみなすことができる資本金性劣後ローンを供給
- 対象：中小企業、小規模事業者（外国人を雇用する企業を含む。）等、フリーランスを含む個人事業者（中長期在留者等の外国人を含む。）

〔税制措置、支払猶予等〕

国税・地方税の納税・徴収、厚生年金保険料等の納付の猶予制度

- 1年間、納税・徴収等が猶予（分割納付）される制度（状況に応じて更に猶予が延長できる場合がある。）
延滞税（金）が軽減され、担保の提供が不要となる場合がある（国税、厚生年金保険料等については原則不要。地方税については都道府県、市町村の窓口にお問い合わせください。）。
- 対象者：新型コロナウイルス感染症等の影響により、一時に納税、納付することが困難な者（外国人を雇用する企業を含む。）

厚生年金保険料等の標準報酬月額の特例改定

- 新型コロナウイルス感染症の影響により休業した方で、休業により報酬が著しく下がった方について、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定（4か月目に改定）によらず、特例により翌月から改定可能とする措置
 - 対象者：次の要件に該当する方が対象（被保険者資格を有する外国人を含む。）
令和4年8月から令和4年12月までの間に休業により報酬が著しく低下した方の特例
（※次の全てに該当する方が対象）
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む。）があったことにより、令和4年8月から令和4年12月までの間に、報酬が著しく低下した月が生じた方
 - ・著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額（1か月分）に該当する標準報酬月額が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方
 - ・本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している方
- ※なお、令和4年12月を急減月とする標準報酬の特例改定をもって、新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者等に係る特例措置は終了となります。

電気・ガス・電話・水道料金、NHK受信料の支払猶予等の要請

- 感染症の影響により、電気・ガス・電話・水道料金、NHK受信料の支払に困難な事情がある契約者につき、その置かれた状況に配慮し、料金の支払の猶予等について、柔軟な対応を行うことを事業者に要請
- NHK受信料について、相談窓口を設置するとともに、負担軽減措置を実施
- 対象者：電気・ガス・電話・水道・NHK受信契約の契約者（外国人を雇用する企業を含む。）